

組 合 報

協同組合アキュムレーション 広報委員会

2024年12月 VOL. 101

<http://accumulation.or.jp>



組合員の皆様へ

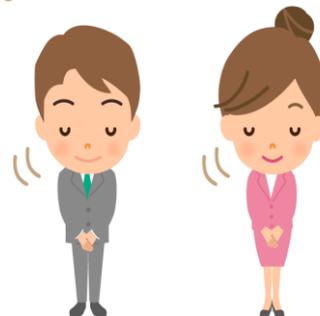
今年は暦の上では秋になっても気温が高く「暖秋」傾向が続いていましたが、11月も終盤に入り、いよいよ全国的に初冬のような寒さが訪れ、暖冬となった前年と比較して寒い日が多いと予想されています。寒暖差の激しい日々の中で、特に寒さを知らない国からやってきた実習生たちは体調を崩しがちですので、体調管理にご留意頂きたいをお願い致します。

年末のご挨拶

コロナ禍により大きく落ち込んだ技能実習生の数も、今年はコロナ前を超える水準まで回復しました（19年末 41万人→24年6月末 43万人）。同時にコロナ前ほぼゼロだった特定技能外国人は24年6月末時点で25万人まで急増し、重要な労働力として日本の産業界を支えております。

技能実習制度は2027年を目途に育成就労制度へと衣替えをし、日本の人手不足分野における人材育成、確保の役割を担うこととなりますが、アキュムレーションも微力ながらその一助となれるよう更に精進してまいります。今後も引き続き皆様のご支援、ご指導、ご鞭撻を賜りますよう宜しくお願い致します。

ありがとうございます



年末年始休暇中の実習生について

毎年長期の休暇の折りに技能実習生をめぐりトラブルが発生しております。宿舎内での火の元や、夜間の騒音（洗濯機の使用、テレビ・ラジオ・音楽の視聴）等の苦情がトラブルの原因となります。その他電車内での携帯電話（通話、音声でのメール、音楽＜音漏れ＞）、繁華街での勧誘、WEB決済等でトラブル発生のご報告を受けております。つきましては、これらの事情を年末年始休暇前に実習生向けに十分勧告いただきますよう、宜しくお願い申し上げます。

緊急連絡先

【事務局】	TEL : 048-755-9591	FAX : 048-755-9827	
【組合職員携帯】	070-1229-0925 (日水)	070-3667-8667 (杉戸)	090-2323-7188 (王)
	090-7019-4221 (尾崎)	080-9677-1678 (モクタン)	080-3088-1839 (高橋)

技能実習制度の現状報告

法務省より令和6年6月末の技能実習制度に関する現状報告が公表されましたので、ご案内させていただきます。

1) 技能実習生の在留状況

令和6年6月末時点で425,714人の外国人技能実習生が日本に在留している。

2) 国別技能実習生数

令和6年6月末の在留資格「技能実習」総在留外国人国籍別構成比は下記の通り。

1位：ベトナム人 203,977人 (47.9%)、 2位：インドネシア 87,090人 (20.5%)、

3位：フィリピン 37,914人 (8.9%)、 4位：ミャンマー 31,069人 (7.3%)

5位：その他 65,664人 (15.4%)

3) 職種別「計画認定件数（構成比）」

令和5年度 350,026件

1位：建設関係 23.6%、 2位：食品製造関係 19.6%、

3位：機械・金属関係 13.1%、 4位：農業関係 7.2%

5位：繊維・衣服関係 5.8%

その他 27.1%

4) 「技能実習」に係る受入形態別総在留者数

令和6年6月末では団体監理型が418,403人 (98.3%)、企業単独型が7,311人 (1.7%)

※外国人技能実習機構の現地検査

★現地検査

外国人技能実習機構では、「技能実習認定計画」に従って技能実習が適正に行われているかを確認するため、訪問等により検査を行います。

★定期検査

検査計画に基づき 3年に1度程度の頻度で定期的に実習実施者の現地検査を実施しています。

- ・技能実習生の実習状況や帳簿書類等の確認
- ・技能実習責任者、技能実習生本人等からヒアリング

★臨時検査

技能実習生からの申告や各種情報に基づき技能実習法違反が疑われるものについて、随時、実施しています。

- ・申告や情報提供等の内容について、重点的に確認し、当事者の主張や事実関係等を整理

※添付、「**現地検査から行政処分等の流れ**」にてご確認願います。

今年もお世話になりました。
来年もよろしくお願ひ申し上げます。
良いお年をお迎えください。

協同組合アキュミュレーション職員一同より

実地検査から行政処分等の流れ

外国人技能実習機構で行う範囲(※主務大臣等も実施可能)

実地検査

○監理団体及び実習実施者に対し、技能実習が法令等に則って実施されているか、訪問等により検査を行うもの。

定期検査

○検査計画に基づき定期的実施するもの。
※監理団体は1年に1回程度、実習実施者は3年に1回程度実施することとしている。

- ・技能実習生の実習状況や帳簿書類等の確認
- ・技能実習責任者や監理責任者、技能実習生本人等からヒアリング

臨時検査

○技能実習生からの申告や各種情報に基づき技能実習法違反が疑われるものについて、随時、実施するもの。

- ・申告や情報提供等の内容について、重点的に確認し、当事者の主張や事実関係等を整理

法令違反等あり

改善勧告・改善指導

未改善

改善

○重大・悪質な法令違反
○同種違反を繰り返す場合等

法令違反等なし

完結

主務大臣等による行政処分等

行政処分等の内容

○行政処分等を行う場合には、**事業者名等を公表**。
行政処分等の内容と効果は、以下のとおり。

監理許可・計画認定の取消し

○重大な許可・認定基準違反、法令違反等に対し、許可・認定を取り消す。
(第37条第1項、法第16条第1項)
⇒ 取消しの日から5年間は新たな監理団体の許可及び技能実習計画の認定が受けられなくなる。

事業停止命令

○許可基準違反や法令違反に対し、期間を定めて監理事業の全部又は一部の停止を命ずる。
(法第37条第3項)
⇒ 事業停止命令に従わない場合、技能実習法上の罰則の対象となる場合があるほか、許可の取消事由となる。

改善命令

○許可・認定基準違反や法令違反に対し、期限を定めて改善のための措置を命ずる。
(第36条第1項、法第15条第1項)
⇒ 改善命令に従わない場合は、技能実習法上の罰則の対象となる場合があるほか、許可・認定の取消事由となる。

※特に悪質な法令違反の場合(罰則あり)には、刑事告発